事件番号 令和6年(行ウ)第21号

損害賠償請求行為請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

上申書

2024年6月12日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告 榎本清

第1 はじめに

申立人は、本年6月5日、上記事件につき東京地方裁判所第522号法廷における第1回口 頭弁論に出廷した原告です。

当該事件の口頭弁論のために同法廷に入廷する際に、原告の認識する社会常識とは大きくかけ離れた体験をいたしました。非常識と感じた内容は2つです。ひとつは開廷時間について、他のひとつは判決言い渡しの方法についてです。しかも後者のような体験はまったく初めてというわけではありません。同じ様なことは裁判所において常態化しており、「裁判所における常識」が「社会的常識」とは大きく異なるのだと想像されます。

そこであえて申立人の主張、ならびに要望を述べ、もって裁判所のより適正な運営に資するよう心より願うものです。

第2 申し立ての趣旨

- 1、開廷時間の最低でも5分前には、当事者が臨席できるよう時間的な余裕をもって法廷運営をしていただきたい。
- 2、当事者が出廷している限りにおいて、判決文言い渡しは、開廷・閉廷について明確な区切を つけたものにしていただきたい。

第3 申し立てに至る経緯

1、開廷時間について

以下に述べることは元来社会的常識に属する事柄であり、このようなことをあえて申し 入れしなくてはならないことを残念に思います。

第 1 回口頭弁論の日、原告は裁判所の待合室に午後 1 時 30 分頃(待合室の時計で確認以下同じ)に到着しました。すでに被告東大和市の代理人弁護士、および被告側傍聴人が同室に待機していました。被告側の人々は 1 時 10 分頃同室を出、先に傍聴席に向かったようです。原告はそのまま待機し、開廷予定時間 5 分前である 1 時 25 分に待合室を出ました。

原告が522号法廷の当事者入り口からドアを開け入廷しようとしたところ、担当書記官 西林崇之さんに制止されました。法廷内では裁判官が判決の言い渡しをしていたようです。 西林書記官からは待合室で待つように言われ、いったん戻った後、すぐに呼ばれたので入廷 し原告席に座りました。

人と待ち合わせをする場合に、5分前に到着しているということは当たり前のことです。 まして裁判という重大な局面に臨んで、遅刻し、欠席とみなされる可能性があれば時間前に 出向くのはむしろ自然です。

準備書面や証拠の提出も期日に間に合わせるために、原告も被告も最大限の努力をしているのです。それは裁判というものが自分の人生における大きな分岐点になるかもしれない、 とりわけ本人訴訟の場合はその蓋然性があると考えるからです。

そのような決意をもって臨み、書面も期限を順守して提出し、出廷時間にも余裕をもって 臨んでいるにもかかわらず、開廷予定時間5分前になっても入廷できず、気持ちの準備が 整えられない。こんなことがあっていいのでしょうか。

裁判所がお忙しいことは伝え聞いています。しかし、そのことは別件として解決すべき問題です。たかが数分も待てないのかという考え方も成り立ちます。しかし同じことは裁判所側についても言えるのではないでしょうか。

開廷予定時刻直前になっても入廷できないということは、早めに法廷に入り、訴訟に遺漏のないようにしたいという当事者の真剣な気持ちを踏みにじるようなことです。同時に裁判所そのものの権威さえ疑われるような対応です。どうぞご検討のうえ善処をお願いします。

2、判決言い渡しについて

第 1 回口頭弁論における原告入廷の際に書記官より制止された事情は、すでに述べたと おりです。ここではその場で行われていた判決言い渡しについて述べます。

このような判決言い渡しを目撃したのは初めてではありません。申立人が原告である別件裁判の判決言い渡しの際に、自身に関わることとして体験しました。原告の判決言い渡しが済んだ後、閉廷を告げることも、裁判官の退廷もなく、引き続き次の事件の判決言い渡しが行われました。その時にも担当書記官から、戸惑う原告に対して着席するかすぐに退廷するように強く促されました。

申立人は、その時点では知りませんでしたが、判決言い渡しに以下のような現状があることを後に知りました。通常の裁判(代理人弁護士を立てての裁判)では判決言い渡しの日に原告・被告代理人とも出廷せず、当事者不在、裁判官と書記官のみで判決文の朗読が行われているのだということ。法的には、民事訴訟法第251条2項「判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。」を根拠に、同法第250条「判決は、言渡しによってその効力を生ずる。」ことを可能にしているのだということです。

つまり、世間から注目されている裁判の場合や、本人訴訟の場合など、限られた条件の下でしか当事者は出廷しません。そのために、当事者不在の法廷で「工場の流れ作業」のように、次から次へと判決文が読み上げられる方法が裁判所において常態になっているということです。

当事者不在であればそれは仕方のないことだとは言えます。しかし、当事者である原告・被告のいずれか一方でも出廷している法廷であれば「仕方のないこと」ではすみません。当事者とっては礼を失した行為として映り、かつまた民衆の正当な裁判を受ける権利が損なわれかねない事態であり、裁判そのものの権威、厳粛性、公正性を欠く恐れのある異形の風景です。裁判所にとってその異形が日常であり、「常識」であるとしても、です。

今般の事態は申立人がその当事者(判決文を聴取する側)ではありませんでしたが、前述のごとく、申立人は以前に当事者として同じような経験をしています。そのため、いずれ訪れる判決言い渡しに向けて、要望のひとつとして申し立ていたします。

第4 当事者にとっての裁判

原告であれ被告であれ、裁判などということは、その生涯においてめったに訪れることでは ありません。裁判に臨むということはそれだけに重大な決意を要し、不安と緊張を強いられる ことです。

さらに、弁護士に代理を委任するとなれば、日常的には考えられないような巨額を必要とします。それに比べれば、本件申立人の場合は本人訴訟のため経済的な負担は軽いという側面はあります。しかし、訴訟にかける時間と労力は並大抵のものではありません。そのような負担を覚悟してまで訴訟に踏み切るのは、いかんとも納得し難い事態に直面したからにほかなりません。

かくのごとき訴訟に踏み切るにあたって、当事者は裁判所に対し重い信頼と強い期待を抱い ています。ところが厳正なる裁判の場で、開廷5分前になっても入廷できない、裁判の最終局 である判決言い渡しにおいて当事者を軽視したような方法がとられていると、だれが想像する のでしょう。

裁判に関わっていることが日常的である司法関係者の方々からすれば、単純な作業は手早く済ませたいという気持ちは理解できます。しかし、「理解できます」というのは、あくまでも「裁判当事者を尊重したうえで」という限りにおいてです。

判決言い渡しについて言えば、もしそこに「当事者」がいないのであれば、略式としてこのような判決書の機械的読み上げはあり得るのかもしれません。しかし、裁判当事者が出廷している場合は、裁判は厳格かつ厳粛に行われなければなりません。それが当事者に対する礼儀であり、裁判所の権威を守る砦の石垣であります。

当事者として関わっている裁判の判決言い渡しが、まるでベルトコンベアーに載せられているかのように淡々と処理されていくという風景は、当事者にとって耐え難いものです。原告か被告のいずれかが出廷している限りにおいては、きちんと裁判官の出廷をもって開廷を宣し、裁判官の退廷をもって閉廷にするという正式な手続きに沿った姿を、当事者としては欲します。

言わずもがなのことですが、裁判はいったい誰のためにあるのでしょう。正解はもちろん「当事者のため」ということです。誰もが口ではそう答えます。しかし上記のような実態に遭遇した場合、「裁判は裁判所関係者のためにあるのではないか」と感じてしまっても不思議はありません。

霞が関の「常識」が世間の「非常識」と言われることのないよう、このような実態が早急に 改善されるよう望みます。